

杉並区における猫の適正飼育と飼い主のいない猫対策

(提言)

平成 15 年 9 月 8 日

杉並区動物対策連絡会

目次

1	背景と目標	1
2	区内の猫の現状	1
	(1) 猫の飼育に係る法令等	1
	(2) 猫の現況	2
3	猫の適正飼育の推進	2
	(1) 飼い猫への対策	3
	(2) 飼い主のいない猫への対策	3
4	認定した地域猫活動を支援する対策	4
	○ (仮称) 杉並区飼い主のいない猫との共生ガイドライン	4
	(1) 活動計画書	5
	(2) 活動報告	5
	(3) 不妊・去勢手術費用助成等の支援	6
5	終わりに	6

1 背景と目標

杉並区では、猫について、人生のパートナーとしてかけがえのないものとして実感している人がいる一方で、猫による侵入や糞尿、悪臭などの衛生上の問題から苦情を訴える人も多く、特に「飼い主のいない猫」の対策が強く求められている。また、動物の愛護及び管理に関する法律や関係条令に基づき、区民がこの問題に共通認識を持ち、住民、関係者が一体となって取り組む環境づくりが大切になっている。

そこで、本年5月、区内の東京都動物愛護推進員や東京都獣医師会杉並支部と共に、杉並区動物対策連絡会を立上げ、①動物の管理と適正飼養に関すること。②動物愛護の普及啓発に関すること。③飼い主のいない猫に関すること。④その他動物関係施策に関すること等、を所掌事項として検討を始めた。

なお、区では平成3年度から6年間、飼い猫の去勢及び不妊手術助成事業を実施してきたが、平成8年度には行財政改革等において、飼い猫は本来飼い主の責任で対処すべきものとの考えが示され、廃止になった経緯がある。

そこで、連絡会では飼い猫ではなく、本来の課題である「飼い主のいない猫」に焦点をあて、こうした猫を排除するのではなく、「飼い主のいない猫」に起因する様々な苦情や衛生上の問題を地域ぐるみで解決することを目標に、人と動物が共生できる環境づくりを目指すこととしたい。具体的には、地域のボランティア活動を中心として、「飼い主のいない猫」の不妊去勢手術を進め、猫の数をコントロールしながら、共生の道を探る方法を検討する必要があると考えている。

ここでは、こうした「飼い主のいない猫」対策を中心に、今後の杉並区の「猫の適正飼育」対策を検討するための考え方を示したい。

2 区内の猫の現状

(1) 猫の飼育に係る法令等

ここでは、猫に関わる法や条例等の規定、また区の取り組み方針の要点を整理する。

① 動物の愛護及び管理に関する法律

飼い主は、動物の健康・安全を保持するとともに、人の身体・財産等を害したり、人に迷惑を及ぼさないよう努めること、みだりに繁殖しないよう繁殖制限すること、飼い主の責任を徹底すること等が規定されている。

② 東京都動物の愛護及び管理に関する条例

猫の飼い主は他人に迷惑をかけないように飼育するよう努めることが規定されている。なお、本条例は特別区における東京都の事務処理に関する条例（特例条例）により杉並区の条例となっている。

③ 杉並区保健福祉計画（平成 15 年度版）

動物は人間のパートナーとして区民に不可欠な存在で、動物の適正飼養を通じ人と共生できる社会を目指している。

（２）猫の現況

次に、区内を中心に猫の飼育実態や苦情について説明する。

① 飼育実態

杉並区が独自に実施した調査はないが、「東京都における猫の飼育実態調査の概要（平成 11 年）」によれば、都内 3000 世帯で調査したところ、都内の猫を飼育している世帯の割合は約 12%で、犬の飼育世帯の割合（約 8%）より高い結果となっている。また、猫の飼い主のうち、屋内飼育が約 57%で、飼い猫の不妊去勢実施率は約 86%と高率であった。

また、飼い猫に首輪等の何らかの目印を付けている飼い主は、ほぼ半数の約 52%であった。

都内では、猫の数が約 116 万頭と推計された。その内訳は、屋内飼育が約 60 万頭、屋内外及び屋外でのみ飼育が約 45 万頭、飼い主無し約 11 万頭と推計されている。

そこで杉並区については、当該調査の住居系地域に当るため、換算すると粗い推計になるが、総数で約 3 万 4 千頭、内訳は、屋内飼育が約 1 万 8 千頭、屋内外及び屋外飼育が約 1 万 3 千頭、飼い主無し約 3 千頭となる。

② 苦情

別表 1 に、犬と猫の苦情の経時変化を載せたが、区内の猫に関わる苦情は、毎年約 200 件前後あり、特に、糞尿、悪臭、鳴き声、えさやり、迷込み等の解決の難しい苦情が多い。

3 猫の適正飼育の推進

猫の適正飼育を推進する目的は、区民の生活環境に悪影響を及ぼさないようにすることと同時に、猫の健康や安全を確保することである。猫を排除するのではなく、多くの住民が納得できるルールで、人と猫が快適に共生できる社会を実現することである。

そのためには、飼い猫については、飼い主一人ひとりが地域社会の一員として、また猫の飼養者としての責任を自覚し、他人に迷惑をかけないように飼育することが大切である。また、「飼い主のいない猫」についても、そこに生息する地域住民と共存を図る方法を検討することも必要と考える。

このように、責任を持って猫を飼育するという適正飼育の普及啓発と共に、地域住民、動物関連団体及び行政が協力して、猫の適正飼育を推進していく環境を整えることによ

り、人と猫が共生できる地域社会に一步ずつ近づけていく努力が必要である。

(1) 飼い猫への対策

杉並区のような住宅地域では、人にとっても猫にとっても暮らしやすい環境を築くためには、屋内飼育、不妊去勢手術の実施、身元の表示といった、今日の住宅都市にふさわしい飼い方が求められる。今後、こうした飼い主への適正飼育への普及啓発が重要である。

① 屋内飼育

屋内飼育の猫は、飼い主と触れ合う機会も増え、飼い主とのつながりがより親密になる。また、交通事故や感染症の危険から守れると同時に、猫による周辺住民への被害を未然に防止し、近隣との良好な関係を築くことができる。

猫の特性をよく理解し、不妊去勢手術を実施すると共に、猫にも配慮した屋内環境を整えれば、屋内飼育は難しくない。今後その有効性を普及啓発し、広く実践が広がり、屋外猫の数が減少することが望まれる。

② 不妊去勢手術の実施

不妊去勢手術は、発情期特有の行動を抑えるので、オス猫の放浪、猫同士のけんか、尿スプレー等の防止に効果がある。

また、飼い主の手に負えず、捨てられる子猫や最終的に殺処分される不幸な子猫を生み出すことを防ぐことができるので、飼い主はその必要性を認識し、実施に努めるべきである。

③ 身元表示

迷子札などの身元表示は飼い主の愛情の証である。飼い主責任が明確になるばかりか、迷子になったり、災害時などの緊急連絡にも役立つ。また、飼い猫である表示となるため、「飼い主のいない猫」と間違われず、責任を持った対応ができる。

首輪やマイクロチップの挿入などの固体識別手法を組み合わせればなお確実である。

(2) 飼い主のいない猫への対策

「飼い主のいない猫」が生きている背景には、えさやりなど人から何らかの食べ物を与えられていることが多い。これが苦情の発生原因になり、近隣住民同士の関係悪化の要因にもなりがちである。

屋内飼育猫の寿命が10年以上あるのに比べ、「飼い主のいない猫」は3から4年とも言われている。そこで、飼い猫の適正飼養が進めば、「飼い主のいない猫」は次第に減少すると推定されている。

しかし、現実にいる「飼い主のいない猫」については、その地域から排除するのではなく、猫の被害を抑え、地域にすむ人々と共存できる方法を検討する必要がある。

共存のためには、住民主導のルールづくりが行われるべきである。そのような合意や

ルール作りが可能な場合は、動物関連団体や行政は、適正な役割分担のもと、技術的協力等、連携協力の仕組みを検討する必要がある。

そこで杉並区は、区民、動物関連団体等の各主体が次のようにそれぞれ分担し、連携協力して、「飼い主のいない猫」対策を推進する必要がある。

① 住民の役割

「飼い主のいない猫」であることの認定は、普段そうした猫と関わっている地域住民が行うべきである。また、こうした猫の餌付け、不妊去勢手術のための保護、その後の管理など、地域のルールづくりと実践も地域住民でなければならない。

② 動物関係団体の役割

動物愛護団体の中には、実際にこうした問題に取り組み多くのノウハウを持っている。こうした団体が猫の保護や管理方法などで住民と積極的に関わり、協働していく必要がある。

また、実際に不妊去勢手術を始めとする、専門知識・技能を有する獣医師会との協力づくりも欠かせない。

③ 区の役割

区は、こうした取り組みが円滑に推進するように、広報媒体も活用し、普及啓発すると共に、総合的な調整を図るべきである。特に、「飼い主のいない猫」対策の取り組み施策を立て、必要な支援を行う必要がある。また、東京都のモデルプランづくりとの連携を考慮する必要もある。

4 認定した地域猫活動を支援する対策

こうした区民、動物関連団体、区が連携協力しながら、「飼い主のいない猫」の具体的な対策を一步一步進めていく必要がある。そこで、当連絡会では、区民の意識啓発につながり、地域住民の意欲しだいで、実現可能な対策として、「(仮称) 杉並区飼い主のいない猫との共生ガイドライン」を提案したい。

○ (仮称) 杉並区飼い主のいない猫との共生ガイドライン

<概要>

地域猫活動とは、野良猫に不妊去勢手術を実施後、責任を持って地域の猫として飼育する活動である。

区内にはいくつかの地域猫活動があり、募金などにより不妊去勢手術を行い、ピアスなどで目印を付け、地域に戻し、餌やりや清掃なども行っている。

そこで、地域猫活動として認定できるガイドラインを定め、活動者の申請により、ガイドラインに合っている場合は、動物対策連絡会の意見を聞くなどして、その活動を認定し、協力獣医師が不妊去勢手術を協力料金で実施し、区は活動を支援（ホームページ

での周知、手術費用助成等)する。こうした地域猫活動支援(東京都のモデル地域に応募する方法も考慮)を検討する。

<ガイドライン>

地域猫活動の支援を希望するものは、次のガイドラインに合うことを条件に、認定申請をできるものとする。

- ① 苦情等があった場合の責任者を決めてある(連絡できる方)
- ② 事前に周辺住民への理解を得るための、活動(パンフレット配布や説明など)をしている。
- ③ えさ場は、周辺住民の一般生活上支障のない場所を決め、その場所以外では与えない。また、えさは決められた時間に食べきれぬ量だけ与え、清掃を実施する。
- ④ トイレについても、常に清潔を心がけ、周辺環境の美化にも努める。
- ⑤ 不妊去勢手術のため、自分たちで、猫を捕獲し、獣医師まで搬送でき、手術後は元にもどせること。
- ⑥ 不妊去勢手術の実施後の目印を付けること。
- ⑦ 認定期間中は、世話をすると共に経過観察すること。
- ⑧ 手術費用の調達方法を決め、収支決算を提示できること。

<申請等>

(1) 活動計画書(活動実績があれば実績も含む)

- ① 地域猫活動のメンバーと責任者
- ② 苦情等があった場合の責任者(連絡できる方)
- ③ 周辺住民への理解を得るための、事前の活動状況(地域猫活動には周辺住民の理解を得ることが不可欠であるため。)や課題。
- ④ 野良猫の種類や数(不妊去勢手術が必要な数)
- ⑤ えさ場とえさやり、トイレ、清掃等の方法(周辺住民の日常生活上支障のない場所を決め、そこ以外では与えないこと。また、えさは決められた時間に食べきれぬ量だけ与え、清掃を実施し、常に清潔を心がける。また、周辺環境の美化に努める。)
- ⑥ 猫の捕獲・搬送方法(自分たちで、猫を捕獲し、獣医師まで搬送でき、手術後は元にもどせること)。
- ⑦ 不妊去勢手術の実施後の目印の方法(写真や固体識別の方法)。
- ⑧ 認定期間中、世話を継続することの確認。
- ⑨ 活動に使用するパンフレット等。
- ⑩ 手術費用の調達方法(募金、都や区の支援等)。

(2) 活動報告

地域猫活動と認定された場合、定期的に区に活動報告する。

(3) 不妊・去勢手術費助成等の支援

<留意すべき点>

本ガイドラインでは、地域の活動するメンバーがいるだけでなく、地域の猫の嫌いな方々の理解を得る必要もあり、活動のルール作りなど一定の基準があるため、すぐ誰でも簡単にできるわけではない。そこで、猫の適正飼養の普及啓発に併せて、区民の意向調査をしたり、ガイドラインの考え方を広報しながら、認定地域を広げていく努力が必要である。

5 終わりに

杉並区では、平成 15 年度からの保健福祉計画で「人と動物との共生」を掲げた。猫に関する問題は単に飼い主だけの問題ではなく、広く区民に猫が健康で安全に生きられる環境づくりに理解と関心を持ってもらい、杉並区のルールづくりを考えていくことが大切である。

本年 5 月に発足した動物対策連絡会では、動物愛護推進員や動物関係団体が一同に介し、動物対策を検討する機会ができあがった。ぜひこれを機会に、区民、動物関係団体、区のそれぞれが役割を分担し、人だけでなく、猫も快適に暮らせるまちになるよう当施策の提言を行いたい。